

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（行情）諮問第71号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第356号）

事件名：「国際平和協力に関する一般法研究会」に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「国際平和協力に関する一般法研究会」の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる15文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年5月13日付け情報公開第00751号により外務大臣（以下「外務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも文書が存在するものと思われる。

2 異議申立ての理由

他にも文書が存在するものと思われる。

特定された文書がいずれも「外務省安全保障法制研究会」のものであるので、「国際平和協力に関する一般法研究会」のものが別途存在するものと思われる。

少なくとも「中間報告書」（2013-00267-0014-IMG5枚目）は存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「『国際平和協力に関する一般法研究会』の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て。」に対し、15文書を特定し、9文書を開示、6文書を部分開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、「『国際平和協力に関する一般法研究会』の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルにつづ

た文書の全て。」である。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「特定された文書がいずれも『外務省安全保障法制研究会』のものであり、『国際平和協力に関する一般法研究会』のものが別途存在するものと思われる。少なくとも「中間報告」は存在するはずである。」として、他にも文書が存在する旨主張している。

(2) しかしながら、「国際平和協力に関する一般法研究会」は同研究会に関する計画段階の仮称であり、同研究会は、その後、活動を行う段階において名称を変更し、「外務省安全保障法制研究会」が正式名称となった。別件の開示実施文書には、研究会の名称として「『国際平和協力に関する一般法研究会』（仮称）」と記載されている。

したがって、「国際平和協力に関する一般法研究会」と「外務省安全保障法制研究会」は同じ研究会を指している。

(3) 研究会の名称が仮称であった段階から正式名称の「外務省安全保障法制研究会」として活動を行った際の全ての関連文書は行政文書ファイル「安保概念3」につづられている。このことは、本件請求の対象文書と同一の文書に対する別途の開示請求に対して外務省が行った処分に対する異議申立てがなされた際に、情報公開・個人情報保護審査会から交付された平成26年度（行情）答申第457号によって認定されたところである。よって外務省は、本件請求に対し、同ファイルにつづられている全ての文書を特定し、開示決定等を行った。

(4) また、同研究会は平成16年度に論点整理を行い、次年度に総合的な調査・研究を実施することとしていたため、本件開示請求に対して特定した計8回の研究会では、研究成果等をまとめた文書は作成しておらず、また、次年度以降は研究会が開催されていないので、いずれにしても「中間報告」は作成されていない。この事実についても前述の審査会答申によって是認されている。

(5) したがって、外務省は、原処分において、「国際平和協力に関する一般法研究会」及び「外務省安全保障法制研究会」に関する文書は全て特定し、開示決定等を行ったのであり、異議申立人による他にも文書が存在するはずであると主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年7月25日 審議
- ④ 同年9月6日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『国際平和協力に関する一般法研究会』の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て」の開示を求めるものである。

異議申立人は、本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、「国際平和協力に関する一般法研究会」の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全てである。「国際平和協力に関する一般法研究会」は仮称であり、「外務省安全保障法制研究会」として開催され、同研究会の関連文書は全て行政文書ファイル「安保概念3」につづられていることから、本件開示請求を受け、同ファイルにつづられている全ての文書を特定し、一部開示とする原処分を行った。

イ 外務省安全保障法制研究会（以下「研究会」という。）は、国際平和協力の在り方について政府内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての「武力の行使の一体化」に当たる行為（活動）の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的として、平成16年2月ないし同年11月の間、8回にわたり開催された。

ウ 上記イの8回の会合では中間報告書を含め研究成果等をまとめた文書は作成していない。

エ 本件異議申立てを受け、念のため、パソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、本件請求文書に該当する文書がつづられている行政文書ファイルの存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から開示実施文書及び行政文書ファイル「安保概念3」の提示を受けて確認したところ、研究会の名称の変遷及び目的、開催状況等は諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりと認められる。また、研究会の会合は平成15年度から平成16年度にかけて行われていることか

ら、諮問庁から、研究会の担当課が平成15年度及び平成16年度に作成又は取得した行政文書を保存した行政文書ファイルが登録されている行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、開示請求時点で、研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルは存在していないと認められ、外務省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 外務省安全保障法制研究会第一回会合論点
- 文書 2 外務省安全保障法制研究会第二回会合論点
- 文書 3 外務省安全保障法制研究会第三回会合論点
- 文書 4 外務省安全保障法制研究会第四回会合論点及び関連資料
- 文書 5 外務省安全保障法制研究会第五回会合論点
- 文書 6 外務省安全保障法制研究会第六回関連資料
- 文書 7 外務省安全保障法制研究会第七回会合関連資料
- 文書 8 外務省安全保障法制研究会第八回会合関連資料
- 文書 9 外務省安全保障法制研究会第六回会合関連資料①（国際平和協力活動の変遷に関する資料等）
- 文書 10 外務省安全保障法制研究会第六回会合関連資料②（多国籍軍に関する安保理決議，概要資料）
- 文書 11 外務省安全保障法制研究会第六回会合関連資料③（国連PKOミッションのROE）
- 文書 12 武力行使に係る基本的な概念に関する政府見解について
- 文書 13 国際法上の武力の行使の概念に関する委託研究について
- 文書 14 調査研究に係る経費支出について
- 文書 15 参加者詳細情報